

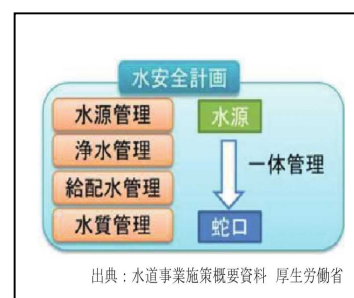
## 作成支援ツール等を活用した水安全計画の策定

高知県の水道といえば、清浄な地下水を水源とし、塩素消毒だけの浄水処理を採用しているところが多い特徴があります。そのため、定期的に次亜塩素酸ナトリウムを注入しておけば、特に必要な対策はない。そんなイメージを持たれている方もおられるのではないのでしょうか。

実際はそうではありません。県内の地下水を水源とする水道事業において、平時は、原水水質が清浄であっても、「原水でヒ素が出始めた。処理できない。どう広報したらいいだろうか。」とか、「濁度が高く水道水が茶色に。給水停止すべきだろうか。」といった相談があります。いずれも、昔からそうだったわけではなく、突如発生してしまうことで対応方法が分からず、困ってしまうとのことです。こういったリスクへの備えを予めできている方がよいと思いませんか。

では、水安全計画とは、そもそも何か。

水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であることから、HACCP手法の考え方の水道への導入が提唱されました。このような水道システム管理を水安全計画といいます。



では、策定するメリットは何か。

安全性の向上、維持管理の向上・効率化、技術の継承、需要者への安全性に関する説明責任、一元管理、関係者の連携強化が期待されます。

では、水安全計画で、何を位置付けたらいいのか。

危害分析（危害抽出、リスクレベルの設定）、管理措置の設定、対応方法の設定等です。

では、具体的に何をすれば、いいのか。

主に中小規模の水道事業者が比較的容易に水安全計画を策定できるよう厚生労働省水道課から「水安全計画作成支援ツール簡易版」が公表されています。このツールの掲載 HP アドレスを県ビジョンの p68 に記載しています。

最後に、水安全計画に関連し、重要なことで、「定期及び臨時の水質検査」があります。

水道法施行規則第 15 条第 6 項では、「水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（「水質検査計画」）を策定しなければならない。」とされています。また、水道事業者においては、水道法第 24 条の 2 及び水道法施行規則第 17 条の 2 の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者が入手しやすい方法で情報提供することが義務づけられています。県内の（水道事業を運営している）33 市町村のホームページを確認（R2.4）したところ、23 市町村が水質検査計画を公表していましたが、令和 2 年度分を公表できているのは、そのうち 7 市町村でした。改めて水道事業者において、「令和 2 年度の水質検査計画を需要者が入手しやすい状況にあるか」確認が必要

### 【根拠文献】

・水道法、水道法施行規則、水道維持管理指針、水安全計画策定ガイドライン